

指定管理者募集要項等に関する質問票への回答

(施設名：三条小屋)

質問事項	回 答
<p>募集要項6 施設貸与方式</p> <p>(1) 有償貸付</p> <p>「修繕積立金」は、4～12月までの宿泊者数に50円を乗じて算出されるとのことですがこの費用は、いつの時点のどの報告を元に、いつまでに、どのように支払うべきものかご教示いただけますでしょうか？合わせて、小屋の賃借料に関しても、支払時期と支払方法をお教えてください。</p>	<p>令和6年4月1日から12月31日までの小屋宿泊者に、修繕積立金として1人につき50円を乗じて算出された額を、1月末までに村に納入していただきます。</p> <p>納入方法については、賃借料の支払時期等を含め、今後村との協議となります。</p>
<p>募集要項3 管理業務の基準及び範囲仕様書</p> <p>第3 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>山小屋施設・附属施設を利用した宿泊・食事提供・売店販売・入浴業務に関しては指定事業に含まれると解しております。たとえば、役員が主催するツアー開催、役員への取材対応等に関してはどのような扱いになりますでしょうか？実際の事業が発生する際には随時村とご相談しながら事業区分を判断していきたいと思いますが、指定事業・自主事業の判断基準を、参考までにお示しいただければと思います。</p>	<p>指定事業、自主事業ともに指定管理者の収入となります。ただし、事前に村と協議し、承認を得たうえで指定管理業務を妨げない範囲において行っていただく必要があります。</p>
<p>募集要項6 施設貸与方式</p> <p>(5) 経理及び管理口座</p> <p>指定事業・自主事業がある場合、法人の銀行口座、現金出納などについては、どのように管理すればよいでしょうか？たとえば口座開設にあたって、法人名義の口座を「指定事業用」「自主事業用」で2つ作成し、各事業ごとの入出金を厳密に分けて管理する必要がありますでしょうか？必要がある場合、今後の仕様書等へ明記をいただければ幸いです。</p>	<p>山小屋施設等の利用に係る入出金は、指定事業・自主事業ともに指定管理者の収入支出となるため、仕様書 第7管理運営業務の基準 3事業報告書の作成業務(1)年次報告書を村に提出することとなります。報告に支障がなければ口座を分ける必要はありません。</p>